

令和2年 第1回 尾花沢市農業委員会臨時総会議事録

令和2年7月20日午前10時00分、第1回尾花沢市農業委員会臨時総会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 ()

番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 臨時議長の選出について
- 日程第 3 仮議席の指定について
- 日程第 4 会長の互選について
- 日程第 5 会長職務代理者の互選について
- 日程第 6 議席の指定について
- 日程第 7 議事録署名委員の指名について
- 日程第 8 専門委員会委員の指名について
- 日程第 9 専門委員会の正・副委員長の選任について
- 日程第 10 運営委員長の互選について
- 日程第 11 尾花沢市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第 12 閉 会

令和2年 第1回尾花沢市農業委員会臨時総会議事録

尾花沢市農業委員会令和2年第1回臨時総会を7月20日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（局長）

一同、ご起立願います。礼。

ご着席願います。本日は大変ご苦勞様です。臨時議長選出までの間、事務局長をして、進行を務めさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

それでは、日程第1、只今より尾花沢市臨時農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、日程第2「臨時議長の選出」であります。任命後最初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長委員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、事務局長より委員をご紹介申し上げたいと思いますが、ご一任をお願い申し上げます。ご異議ございませんか。

（全委員異議なしの声）

ありがとうございます。異議もないようでありますので、私からご紹介申し上げます。本日の出席委員中、年長委員は鈴木勲委員でございます。よろしく申し上げます。鈴木勲委員、臨時議長席に着席をお願いいたします。

（鈴木勲委員 臨時議長席に着席）

（臨時議長）

只今、ご紹介に与かりました鈴木勲です。会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用して、臨時に議長の職務を行います。何分、不慣れでございますので、

委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

出席委員も定足数に達しておりますので、議事に入ります。なお、本日の臨時総会は、皆様方に事前に配布いたしております臨時総会日程次第により進めます。

日程第3「仮議席の指定について」であります。議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席については、只今、着席の議席を指定いたします。

議事に入る前に、臨時議長よりお願いを申し上げますが、発言をなされる方は必ず議席番号とお名前を申し上げて、ご発言をお願いいたしたいと思っております。

それでは、日程第4「会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、互選を行うものといたしますが、如何いたしますか、お諮りいたします。

(臨時議長を呼ぶ声あり)

(臨時議長)

仮議席番号14番、齋藤吉勝委員。

(仮議席番号14番 齋藤吉勝委員)

議長、仮議席番号14番。齋藤吉勝です。只今、臨時議長が申されたとおり、農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は委員が互選した者をもって充てるとあります。また地方自治法第118条第2項に、指名推選の方法を用いることができるとあります。これを準用して、私は、仮議席番号12番、鈴木藤光委員を推選しますので、臨時議長においてお諮り願いたいと思っております。

(臨時議長)

只今、仮議席番号14番、齋藤吉勝委員より、仮議席番号12番鈴木藤光委員を推選したい旨の発言がありましたが、ご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(臨時議長)

異議なしと認め、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選とし、臨時議長より、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(臨時議長)

異議なしと認め、指名推選とし、臨時議長より指名することに決しました。

尾花沢市農業委員会会長に、仮議席番号12番、鈴木藤光委員を指名いたします。お諮りいたします。只今、臨時議長において指名いたしました鈴木藤光委員を会長に当選人として定めることにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(臨時議長)

異議なしと認め、只今指名いたしました鈴木藤光委員が会長に当選されました。当選されました鈴木藤光委員が本席におられますので、告知いたします。

それでは、会長に当選されました鈴木藤光委員より就任のご挨拶をお願いいたします。

(新会長 仮議席番号12番 鈴木藤光委員)

どうも、推選ありがとうございました。改めまして、会長職を務めさせていただきます、鈴木と申します。今回、私は、農業委員というのは、尾花沢市の農地と農家を守るための活動をするのが本分であると思っております。そのためにも、皆さんの活動にご理解をいただき、一生懸命努力して参りたいと思いますので、これからも皆さんのご協力をお願いいたします。

まずもって、言いにくいことですが、私が農業委員となった頃と比べますと、総会等の欠席率が高くなっていると思います。これは、尾花沢市の農地を守るためにも、皆さんの考えを改めていただきまして、特別公務員として報酬も出ますので、必ず、総会・活動等に対しては、冠婚葬祭や自分の病気以外は必ず出席してくださるようお願いいたします。就任のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

(臨時議長)

ありがとうございます。それでは、ここで尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長と交代をいたします。

皆様のご協力によりまして、スムーズな議事進行ができましたことを心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

(臨時議長降壇後、新会長、議長席に着席)

(議長)

それでは、引き続き議事を進行いたします。発言をなさる方は、自分の仮議席番号と名前を申し上げて発言をお願いいたします。

日程第5「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により互選を行うものとします。如何いたしますか。お諮りいたします。

(議長を呼ぶ声あり)

(議長)

仮議席番号15番、後藤一彦委員。

(仮議席番号15番 後藤一彦委員)

仮議席番号15番、後藤一彦です。先程行われました会長互選と同じように、私は、会長職務代理者に仮議席番号1番、星川敬夫委員を推選したいと思いますので、議長においてお諮りをお願いします。

(議長)

只今、仮議席番号15番、後藤一彦委員より、仮議席番号1番、星川敬夫委員を推選したい旨の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選とし、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、指名推選とし、議長より指名することに決しました。

尾花沢市農業委員会会長職務代理者に仮議席番号1番、星川敬夫委員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました星川敬夫委員を会長職務代理者に当選人として定めることにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、只今指名いたしました星川敬夫委員が会長職務代理者に当選されました。会長職務代理者に当選されました星川敬夫委員が本席におられますので、告知いたします。

それでは、新会長職務代理者のご挨拶をお願いいたします。

(新会長職務代理者 仮議席番号1番 星川敬夫委員)

大変緊張しているところでございますが、会長を補佐しながら、皆様方各委員のご協力を得ながら、尾花沢市農業委員会を一步でも前に進めるよう頑張りたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

次に、日程第6「議席の指定について」であります。事務局長をもって説明いたします。

(局 長)

命により、ご説明申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第4条に委員の議席は予めクジで定めると規定されております。先程、臨時総会開催前にクジを2回引いていただき、仮議席を決定したものであります。その番号によって只今、委員の皆様にご着席いただいておりますが、先程もご説明いたしましたとおり、只今ご着席いただいております議席をもって、本議席とさせていただきたいと存じます。再度、只今ご着席の番号とお名前を申し上げますので、ご確認下さい。

それでは、申し上げます。

1番 星川敬夫委員、2番 柳橋澄子委員、3番 小関金也委員、4番 大崎清孝委員、5番 高橋 央委員、6番 石川富士太郎委員、7番 笹原 哲委員、8番 小松栄作委員、9番 鈴木 勲委員、10番 沼澤克己委員、11番 西塚孝也委員、12番 鈴木藤光委員、13番 伊勢村孝之委員、14番 齋藤吉勝委員、15番 後藤一彦委員、16番 星川礼子委員、17番 西塚喜行委員、18番 本間俊悦委員、19番 武田春信委員、以上です。

(議 長)

只今、事務局長から朗読ありました議席番号にご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、事務局長朗読のとおり議席を決定いたしました。

次に、日程第7「議事録署名委員の指名について」であります。農業委員会会議規則第16条第2項に規定されております2名の委員を議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、議長より指名することに決しました。

それでは、議事録署名委員に1番星川敬夫委員、2番柳橋澄子委員、以上2名を指名いたします。

次に、日程第8「専門委員会委員の選任について」を議題といたしますが、日程第9「専門委員会の正・副委員長の互選について」と関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(全委員異議なしの声)

(議長)

異議なしと認め、日程第8、日程第9の二つの議題を一括して上程いたします。それでは、「専門委員会委員の選任並びに専門委員会、正・副委員長の互選について」を、事務局長をもって説明いたさせます。

(局長)

命により、ご説明を申し上げます。専門委員会の構成については、尾花沢市農業委員会規程第2条の規定により、農地、農政の二つの専門委員会を設置することになっております。申し合わせにより、会長、会長職務代理者を除き、ほぼ半数ずつということになっております。また地域性を考慮して、各地区の委員を農地、農政に分けていただき、人数をほぼ半数ずつになるようにしていただきたいと思っております。各専門委員が決定いたしましたら専門委員会毎に別れていただき、それぞれの正・副委員長を1名ずつ選出して下さいますよう、お願いいたします。

(議長)

只今、事務局長より説明がありましたとおり、農地専門委員9名、農政専門委員8名として、地区毎に選出することとし、また正・副委員長の選出も委員会毎に行うこともご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議長)

異議なしと認め、地区毎に選出することと、各専門委員会の正・副委員長の選出も合わせて行うことに決しました。選出されるまでの間、暫時休憩をいたします。

休憩 10：20

再開 10：39

(議長)

再開いたします。地区毎に選出されました専門委員会への所属と専門委員会の正・副委員長について、事務局長をもって報告いたさせます。

(局長)

命により、ご報告申し上げます。最初に、農地専門委員会所属委員を申し上げます。議席番号順に報告させていただきます。

3番 小関金也委員、6番 石川富士太郎委員、7番 笹原 哲委員、8番 小松栄作委員、13番 伊勢村孝之委員、14番 齋藤吉勝委員、15番 後藤一彦委員、17番 西塚喜行委員、19番 武田春信委員、以上9名です。

続きまして、農政専門委員会所属委員を申し上げます。

2番 柳橋澄子委員、4番 大崎清孝委員、5番 高橋 央委員、9番 鈴木 勲委員、10番 沼澤克己委員、11番 西塚孝也委員、16番 星川礼子委員、18番 本間俊悦委員、以上8名です。

また、それぞれの所属委員で選出をいたしました各委員会の正・副委員長であります、農地専門委員会の委員長には、13番 伊勢村孝之委員、副委員長には、19番 武田春信委員、農政専門委員会の委員長には、18番 本間俊悦委員、副委員長には、16番 星川礼子委員であります。以上です。

(議長)

それでは、日程第8及び日程第9を一括してお諮りいたします。只今、事務局長が報告いたしました、各専門委員会への所属委員を指名し、併せて、各専門委員会の正・副委員長を報告のとおり選任することにご異議ございませんか。

(全委員異議なしの声)

(議 長)

異議なしと認め、事務局長報告のとおり決しました。ここで、各専門委員会正・副委員長より就任のご挨拶を頂きます。

初めに、農地専門委員長の伊勢村孝之委員よりお願いいたします。

(伊勢村孝之農地専門委員長)

只今、農地専門委員長に選任されました、伊勢村と申します。農業に関する法律を基に活動していきたいと思っています。特に8月に入ると、遊休農地調査ですとか、9月は作況調査、10月に入りますと、各地区で行われる人・農地プランの話し合いの場での活動とかが主な活動になります。その他に、毎月ある総会のうち、農地に関する調査もあります。農地転用ですとか、集積ですとか、農業がより良い経営をやれるような環境を作っていきたいと思いますので、みなさん、ご協力の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

続いて、武田春信農地専門副委員長お願いします。

(武田春信農地専門副委員長)

1期目は農政の方でやってきましたが、今回農地の方ということで、私も内容的なところはまだよく把握しておりませんが、委員長を補佐しまして、中山間、山間の農地が荒れないように、また若者が少しでも農業を継げるような環境づくり、そして今委員長が言いましたとおり、様々な転用、売買がありますが、そういうものを現地調査で検証をしながら、皆さんと協力してやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議 長)

続いて、本間俊悦農政専門委員長お願いします。

(本間俊悦農政専門委員長)

先ほど第1回農政専門委員会で推選されまして、農政専門委員長に就任することになり

ました。過去2期農政をやり、今回3期目で農政をやることになりまして、とにかく次世代の後継者に優良農地を残したいという気持ちで一杯でございます。今後の課題といたしましては、農政の改訂とかはあまりございませんので、とりあえずは新しい農業委員だよりの発行の仕事がすぐ始まると思います。皆様のご協力を得て、農政の委員長をやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(議長)

続いて、星川礼子農政専門副委員長をお願いします。

(星川礼子農政専門副委員長)

副委員長に推選されました、星川です。委員長を先頭に、一同一丸となって皆様の意見を大切にして、女性の目線でも農政をしっかりと引っ張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

(議長)

次に、日程第10「運営委員長の互選について」を議題といたします。運営委員会委員長の互選につきましては、事務局長をもって説明をいたさせます。

(局長)

命により、ご説明を申し上げます。尾花沢市農業委員会規程第8条に、運営委員会の組織について規定されており、第1項には運営委員会を構成する委員、第2項には、委員長の互選について規定されておりますので、委員長は運営委員会を構成する委員の方々によって、互選されますようお願いいたします。

(議長)

只今、事務局長より説明がありましたとおり、運営委員会を構成する委員は、会長、会長職務代理者及び各専門委員会、正・副委員長の6名となります。

直ちに、6名で構成する運営委員会を開催し、委員長を互選願います。互選されるまでの間、暫時休憩をいたします。

休憩 10:49

再開 10:58

(議長)

再開いたします。互選された結果については、事務局長をもって報告いたさせます。

(局長)

命により、運営委員会委員の互選の結果についてご報告いたします。只今、運営委員会の構成委員によりまして、委員長については、農業委員会会長ということで意見の一致を見たところであります。

(議長)

只今、事務局長より報告があったとおりであります。このことについてご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議長)

異議なしと認め、農業委員会会長を運営委員長とすることに決しました。

(議長)

次に、日程第11「尾花沢市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。田中補佐。

(田中補佐)

命により、ご説明申し上げます。令和2年7月19日をもって任期満了となりました農地利用最適化推進委員の後任につきましては、本市の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第2条により、10人と定められております。本年3月16日から4月14日まで公募を受け付けたところ、定数と同じ10人の公募がありました。尾花沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する規則第7条に基づき、候補者の評価に関わる意見

の請求が評価委員会にありましたので、去る4月25日に運営委員会を母体とする、評価委員会を開催いたしました。評価の結果、全会一致にてご可決いただきました。そして、委嘱については、新体制にて行うことになっておりますので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により尾花沢市農業委員会の承認を求めるものであります。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局長補佐より説明がありましたが、人事案件でありますので、質疑を省略いたします。本案を、原案のとおり10名を尾花沢市農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ありませんか。

(全委員異議なしの声)

(議長)

異議なしと認め、日程第11「尾花沢市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり10名を委嘱することに決しました。

以上で、本日の臨時総会の日程は全部終了いたしました。長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、本日の臨時総会を閉会いたします。

終了 11:02

以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年7月20日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____